

令和8年1月20日

適用事業所
事業主各位

健保通達 08-1-1
文化シャッター健康保険組合

業務連絡

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

平素は健康保険組合の事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件、下記の通りご連絡いたしますので宜しくお願いいたします。

記

令和8年度よりスタートする「子ども・子育て支援金制度」とは、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯をご高齢の方や事業主を含む全世代・全経済主体が支える新しい仕組みです。

支援金の納付は、国からの要請であり法令事項として定められ、健康保険法において保険料と位置づけられたため、健康保険組合はこれまでの保険料と同様に、被保険者及び事業主から徴収する義務を負うことが定められました。あくまで、国の代わりに徴収し、納付するものです。

(1) 開始時期について

令和8年4月分支援金（5月分給与・賞与天引き）より拠出いただきます。

(2) 徴収方法について

健康保険組合から毎月送付しています納入告知書に「子ども・子育て支援金」の欄を追加します。保険料と合わせて健康保険組合口座へお振込みください。

(3) 給与・賞与明細書の「控除明細欄」の表示について

子ども家庭庁の事務連絡において、給与・賞与明細書の控除明細欄に「子ども・子育て支援金」を表示することは、法令上の義務ではないとありますが、内訳を表示する取り組みについてご理解・ご協力をお願いしています。控除明細欄の追加表示が難しい場合は、保険料欄に合算してその一部に支援金が含まれることについて、別途、被保険者に必ずご周知ください。

(4) 負担額について 事業主と被保険者の折半 50 : 50

標準報酬月額（及び標準賞与額）× 支援金率（※）＝ 支援金額

【例】380 千円 × 0.23% = 874 円（事業主 437 円：被保険者 437 円）／月

※「支援金率」について（別紙参照）

国が一律の率を示し、原則その率で徴収することになりますが、令和 8 年度は 0.23% からスタートし、令和 10 年度には 0.4% 程度に段階的に上がる見込みです。ただし、国が令和 10 年度に最大規模を決めているため、今後右肩上がりで増え続けることはありません。

(5) 支援金の徴収が免除されるケースについて

子ども・子育て支援金は保険料と位置づけられたため、一般・介護保険料と同様に、産休中や育休中の方は、子ども・子育て支援金の徴収が免除されます。また、介護保険料とは異なり、海外赴任中の被保険者であっても、子ども・子育て支援金は拠出いただく必要があります。

(6) 子ども・子育て「拠出金」と 子ども・子育て「支援金」の違いについて

【子ども・子育て拠出金】

- ・児童手当 ・放課後児童クラブ ・延長保育事業 ・病児保育事業
- ・企業主導型保育事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 等に充てられていますが、事業主が従業員の仕事と子育ての両立を支援し将来の労働力の確保に資するという観点から、事業主の皆様に拠出いただいています。

【子ども・子育て支援金】

- ・児童手当の拡充 ・こども誰でも通園制度 ・妊婦のための支援給付
- ・出生後休業支援給付 ・育児時短就業給付 等に充てられますが、子どもや子育て世帯を社会全体で支える新しい連帯の仕組みとして、ご高齢の方や事業主の皆様から保険料と合わせて拠出いただくものです。

●こども家庭庁 ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

ご不明点がございましたら、

こども家庭庁ホームページ、または健康保険組合までお問い合わせください。

文化シヤッター健康保険組合 松本

電話番号：03-5842-3060

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。
2. この子ども・子育て支援金については、
 - ・ 段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
 - ・ 社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入することが法定されている。
3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。
4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。
健保組合:被保険者一人当たり約550円
国民健康保険:一世帯当たり約300円
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円
(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率): 0.23%
5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。